

イ. 阿南少年自然の家

(ア) 非公募

(イ) 審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

| 区分 | 役職 |
|----------------|-------------|
| 教育次長（行政） | 内部 |
| 教育総務課長 | 内部 |
| 文化財・生涯学習課長 | 内部 |
| 信州大学教育学部教授 | 外部（学識経験者） |
| 長野県公民館運営協議会副会長 | 外部（社会教育関係者） |

審査基準及び配点

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|----------------------|--|----|
| 経営基盤 | ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 | 10 |
| 施設の運営方針・ 平等な利用の確保 | ・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか。 ・地域住民及び関係機関・団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる内容となっているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。 | 10 |
| 指定管理料 | ・提案額は上限額を下回っているか。 ・ $評点 = 配点 \times 最低価格 / 応募価格$ | 10 |
| 収支計画の内容 | ・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。 | 10 |
| サービスの内容 | ・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 | 10 |
| 施設管理の内容 | ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・環境に配慮した業務運営となっているか。 ・少年自然の家の機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。 | 20 |
| 青少年健全育成策 の内容 | ・青少年の健全な育成に資する事業（自主事業・受入指導事業）の企画及び実施に関する計画が優れているか。 ・利用者の増加に向け、利用者ニーズを踏まえた魅力的な内容となっているか。 | 20 |
| 業務実績 | ・少年自然の家又はこれに類する施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。 | 10 |

選定結果

| 応募者名 | 合計得点 |
|------|------|
| 阿南町 | 77.2 |

- ② 公募・非公募の別とその決定手続の適正性及び非公募の理由は適正か（非公募とする理由の公表）（阿南少年自然の家）（意見）

指定管理者の選定に関しては、県総務部行政改革課によって「指定管理者制度に関するガイドライン」が公表され、これに従うことになっている。ガイドラインによると、指定管理者の候補者の選定は原則公募とするが、場合によっては特定のものを候補者とする（非公募）ことができるとしている。非公募による候補者も公募と同様に選定委員会による審査が行われることより、非公募とすること自体に問題はないが、非公募とした場合には非公募とした理由を公表する必要がある。

- ③ 選定基準は適正か（指定管理者の選定における最低点の設定）（阿南少年自然の家）（意見）

ガイドラインによると、公募、非公募に限らず、指定管理者の選定は、5人以上の選定委員が選定基準（原則 100 点満点）に基づいて評価することになっているが、本来であれば、選定に必要な最低点についてもガイドライン等で定めておく必要があると思われる。特に、非公募の場合候補者が 1 者なので、施設の管理能力があるかを判断するために最低点の設定は重要となる。

- ④ 選定委員会の構成等は適切か（選定委員会の委員会構成の見直しについて）（両施設）（意見）

指定管理者を選定する際に選定委員は、5 人中 3 人が県の内部委員となっている。選定過程における透明性、客観性の確保の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

- ① 施設の管理運営は妥当か～施設の大規模修繕計画及び更新計画の概要～（説明）

施設の大規模修繕計画及び更新計画の概要については「青年の家」を参照。

- ② 施設の管理運営は妥当か～指定管理者制度導入後の利用状況について～（両施設）（意見）

少年自然の家は、平成 22 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。よ

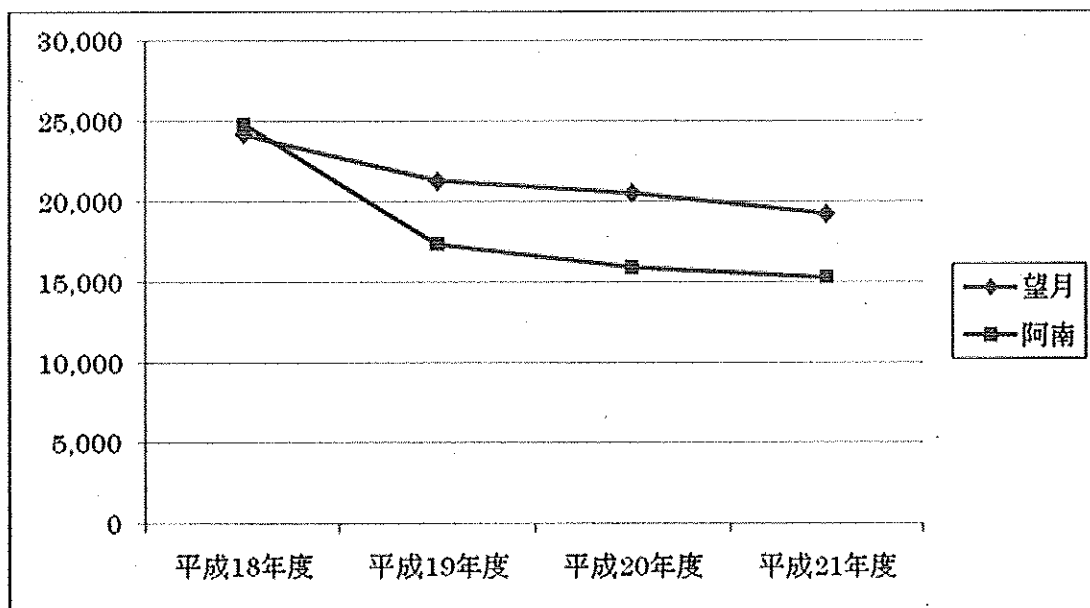
って、平成 21 年度以前（直営）の状況の推移を記載するとともに、平成 22 年度における監査実施時までの状況を記載する。まず、指定管理者制度が導入される前の平成 21 年度までの状況は次のとおりである。

表 40 少年自然の家の平成 18 年度～21 年度までの利用状況の推移

(単位：人)

| | | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----|---------|----------|----------|----------|----------|
| 望月 | 日帰り研修人員 | 10,954 | 7,103 | 7,282 | 5,877 |
| | 宿泊研修延人員 | 13,248 | 14,192 | 13,269 | 13,386 |
| | 延利用人員 | 24,202 | 21,295 | 20,551 | 19,263 |
| 阿南 | 日帰り研修人員 | 12,334 | 5,999 | 4,788 | 4,483 |
| | 宿泊研修延人員 | 12,534 | 11,372 | 11,120 | 10,807 |
| | 延利用人員 | 24,868 | 17,371 | 15,908 | 15,290 |

図 6 延利用人員の推移(平成 21 年度まで 単位:人)



上記の表及びグラフからわかるように、望月少年自然の家及び阿南少年自然の家ともに、指定管理者制度が導入される前の数年間においては、利用人員は減少傾向にある。次に、平成 22 年度における現在までの状況について前年度の状況と比較する。

表 41 少年自然の家の平成 21 年度と 22 年度の利用状況の比較

(単位：人)

| | | 平成 21 年度 (10 月まで) | 平成 22 年度 (10 月まで) | 増減 |
|----|---------|----------------------|----------------------|--------|
| 望月 | 日帰り研修人員 | 3,568 | 2,001 | △1,567 |
| | 宿泊研修延人員 | 12,115 | 9,510 | △2,605 |
| | 延利用人員 | 15,683 | 11,511 | △4,172 |
| 阿南 | 日帰り研修人員 | 3,223 | 3,218 | △5 |
| | 宿泊研修延人員 | 10,342 | 10,281 | △61 |
| | 延利用人員 | 13,565 | 13,499 | △66 |

(注) 望月：望月少年自然の家、阿南：阿南少年自然の家

この表のとおり、平成 22 年度の状況においても、望月少年自然の家は前年同月までと比較して利用者は減少している。一方、阿南少年自然の家は前年とほぼ同水準となっている。前年度までと本年度では利用者の集計の方法が違う可能性もあるので、一概に前年度の数値と比較することはできない。しかしながら、利用者の減少傾向は変わらない状況にある。

近年の減少傾向の原因は、施設の老朽化や少子化の影響など様々な要因が考えられるが、県は今後も積極的に広報活動を行うよう指定管理者に指導するなど、利用者が減少しないよう努力する必要がある。

③ 施設の管理運営は妥当か～地方自治体が指定管理者の場合の考え方～（阿南）（意見）

今回、監査の対象となっている施設の内、阿南少年自然の家と松川青年自然の家はそれぞれの指定管理者が阿南町と松川町となっている。このような場合における施設の運営の考え方には次のようなものがある。

- (考え方 1) 指定管理者制度を採用し指定管理料も交付する。この場合、施設の大規模修繕等だけでなく、毎年度の施設の維持費用も指定管理料を通じて県が負担することになる。市町村は、指定管理者として施設の維持管理業務を行う。
- (考え方 2) 指定管理者制度を採用するが、指定管理料は交付せずに完全利用料金制とする。施設の大規模修繕等は県が行うが、小破修繕や毎年度の施設の維持費用は市町村が実質的に負担することになる。
- (考え方 3) 市町村の施設とする。この場合、市町村に施設を移管することが妥当となる。

| | 考え方の内容 | 施設の所在 | 予算 | |
|------|----------------------|-------|-------|-----------|
| | | | 大規模修繕 | 小破修繕、維持費用 |
| 考え方1 | 指定管理者制度 (指定管理料交付) | 県 | 県 | 県 |
| 考え方2 | 指定管理者制度 (完全利用料金制) | 県 | 県 | 市町村 |
| 考え方3 | 市町村へ移管 | 市町村 | 市町村 | 市町村 |

(注) 考え方1と2の違いは指定管理料を交付するか交付しないかであり、受益者負担の問題とは関係ないことに注意。

少年自然の家、青年の家の場合、利用が県全土に及ぶということで今後も県の施設として維持するという考え方も妥当であろう。一方、阿南少年自然の家のように、施設の周りには阿南町の施設が複数あり地元とのつながりが強いことから、移管すべきとの議論も当然ある。

以上より、施設の管理のあり方については今後も継続的な検討が必要である。その際には、上記3つの考え方をもとに十分検討する必要があるが、特に考え方1と考え方2の違いを理解して検討する必要がある。つまり、考え方1と考え方2の違いは、指定管理料を払うかどうかであるが、その本質は毎年度の施設の維持費用（大規模修繕を除く）を県の予算で負担するか市町村の予算で負担するかである。よって、施設の所在の違いはあるが、施設の維持管理においては考え方3に近いという意味において、考え方2の可能性も十分考えられるのである。

④ 施設の管理運営は妥当か～地方自治体が指定管理者の場合の課題～（阿南）（意見）

指定管理者制度が導入される目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用することによって住民サービスの向上を図り、併せて経費の節減等を図ることにある。この点、地方自治体が指定管理者の場合には自ずと限界がある。

つまり、民間の場合、今までのノウハウを活用することによってサービスの向上が期待でき、併せて経費の節減等も期待できる。これに対して、地方自治体の場合、一般的にサービス水準は同等又はそれ以下（新たに指定管理者となった場合にはノウハウが蓄積されていないことよりサービス水準が低下する可能性がある）と考えるのが通常であろう。（なお、阿南少年自然の家の場合には、阿南町が近隣の町有施設と一体的な運営を行うことで、県ができなかったサービスを行っている。）

更に、経費の縮減を図ることはできるが、それは節減努力の結果というよりも半ば強制的な指定管理料（特に人件費）の縮減の結果なので、指定管理

者が努力を怠れば更にその分サービス水準は低下する可能性がある。

県としては、今後もサービス水準の向上を引き続き図ることが望まれる。

⑤ 利用料金は妥当な設定となっているか～料金水準～（両施設）（意見）

平成 22 年度から指定管理者制度を導入するに当たって、長野県少年自然の家条例（昭和 52 年長野県条例第 21 号）を平成 22 年 4 月に改正することにより、宿泊利用者に対して利用料金を徴収することとした（利用料金の状況については、「（1）施設の概要」に記載。）。これは、利用料金制をとることによって、受益者負担の公平性と同時に、指定管理者に対する利用者増加のモチベーションを高めようという狙いもあるものと思われる。利用料金制をとるかどうか、また利用料金制をとる場合どの程度の料金とするかについては、受益者負担や県民の公平性等を慎重に検討した上で県が決定する問題である。ただし、今回のように利用料金制をとる理由の一つが、指定管理者のモチベーションを高めることにあるのならば、現在の料金水準が、本当に指定管理者のモチベーションにつながっているかも検証する必要がある。指定管理者のモチベーションと教育機関としての使命のバランスをどのように考えるか、検討する必要がある。

もちろん、利用料金の設定については、受益者負担や、他施設の状況を総合的に勘案し、政策的に判断すべきものである。また、施設は社会教育施設であり単なる宿泊施設ではないのでペンション等と比べ利用料金が低いのは当然であるが、一方で、極端に低額の利用料金は民業圧迫になるとの指摘もある。

しかしながら、利用料金の水準はこのことだけではなく、指定管理者のモチベーションの問題も考慮しなければならないと考える。なぜなら、モチベーションの問題がないのであれば、利用料金制を採用せずに利用者からの料金は直接県の歳入とすることが合理的だからである。

以上より、今後も適正な指定管理料の設定について検討を継続していく必要がある。また、その際には、指定管理者の実情と教育施設としての使命とのバランスを考慮し、幅広い意見を聞く中で議論していく必要があるが、更に、指定管理者のモチベーションの増加につながっているかも考慮する必要がある。

⑥ 利用料金は妥当な設定となっているか～日帰りの場合の利用料金の問題）（両施設～（指摘）

長野県少年自然の家条例第 2 条は、「少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い（中略）長野県少年自然の家を設置する。」としている。このよう

に条例上は少年自然の家は宿泊施設としての位置付けなので、日帰り利用の場合に利用料金を徴収することはできない。一方、従来と比べて交通事情が改善され、今後も日帰り利用の増加が見込まれる状況にある。また、県の少年自然の家や青年の家の場合、マレットゴルフなど日帰りで利用できる施設が多くある。今回、少年自然の家及び青年の家を訪問して、日帰り利用についても利用料を徴収できないかとの意見が多くあった。日帰り利用の利用料金を徴収するためには、宿泊施設としての位置付けから見直しし、条例を改正する必要があるが、今後検討が必要であろう。

⑦ 利用料金は妥当な設定となっているか～利用料金の徴収～（望月）（指摘）

宿泊でキャンプ場を申し込んだ者が日帰りに変更になったケースで、利用料金を徴収したことがあった。これは、内部の連携がうまく行かなかったためであり、既に利用者に料金を返還しているとのことであるが、指定管理者としても利用料金の考え方について誤解している部分もある。県としての利用料金についての考え方を明確に指示することが望ましい。なお、指定管理者が作成している「利用の手引き」では、キャンプ場利用は以下のように記載されており、宿泊利用のみについて徴収するとは読み取れない。

| | | 金額 |
|-------|--------|-------|
| 一般 | 25 歳以上 | 300 円 |
| | 25 歳未満 | 200 円 |
| 小・中学生 | | 100 円 |

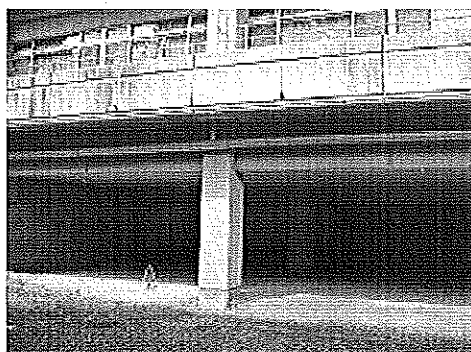
なお、⑥で記載したように、日帰り利用についても料金を徴収したいというのが指定管理者の希望であるので、将来的には条例の改訂を検討する必要がある。

⑧ サービス向上への取組等が計画どおりになされているか～少年自然の家、青年の家間での連携～（両施設）（意見）

県には、2つの少年自然の家と2つの青年の家があるが、指定管理者は民間会社が2つ、地方自治体が2つとなっている。④において地方自治体が指定管理者の場合の課題を述べたが、少年自然の家と青年の家においては、その解決策として、定期的な連絡協議会の開催も有効と考える。これにより、民間会社が指定管理者となっている施設などの利点などを他の施設に活用することも可能だからである。

⑨ サービス向上への取組等が計画どおりになされているか～施設の有効活用～（阿南）（意見）

阿南少年自然の家において、施設の一部が使われていない部分があった（右写真参考）。施設を確認したところ、何らかの活用が期待できることより、県としても今後有効に活用されるよう指定管理者との検討が必要である。



⑩ サービス向上への取組等が計画どおりになされているか～秋・冬の課題～（両施設）（意見）

少年自然の家、青年の家はどの施設も秋・冬の期間における利用率が低い。今までも検討は行われているものと思われるが、引き続き県主管課と指定管理者の間で検討が必要である。

⑪ 指定管理者による自己評価と県のモニタリングが適切に行われているか～利用率等の統計データの問題～（両施設）（意見）

利用率（延人員）は、分母は開所日数×収容人員、分子には、キャンプ、日帰り、宿泊含めすべての人数を含めている。たとえば、平成 21 年度の望月少年自然の家では、次のように計算し、利用率を 33.2%としている。

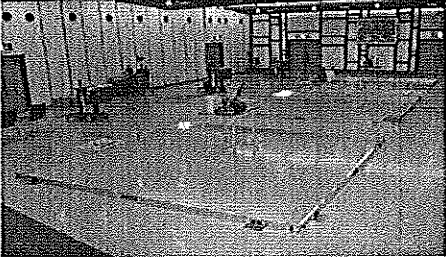
| |
|---|
| 延利用人員 19,263 人(日帰り 5,877 人+宿泊延人員 13,386 人) 開所日数 290 日×宿泊定員 200 人 |
|---|

しかしながら、この方法では分子と分母が整合していない。よって、利用率の計算や利用者数の把握の仕方については、現在の利用状況を正確に反映する基準に改める必要がある。

なお、宿泊しない場合に利用料金を徴収していない現状については、日帰り人数を正確に把握することは困難な状況にある。

第10章 社会福祉総合センター

1. 施設の概要

| | | | |
|-------|--|-------|-----------------|
| 住所 | 長野市 若里 七丁目1番7号 | | |
| 設置年月 | 昭和47年10月 | 根拠条例等 | 長野県社会福祉総合センター条例 |
| 設置目的 | 県民の福祉向上と生活文化の振興に資するための場を提供するとともに、県民生活に関する各種の相談に応ずる | | |
| 施設の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・講堂（定員300人）・研修室（定員150人）・第1会議室（定員60人） ・第2会議室（定員60人）・第3会議室（定員45人）・音楽室（定員45人） ・談話室（定員60人）・駐車場（86台、うち来館者用61台） | | |
| 利用料金 | <ul style="list-style-type: none"> ・講堂（3,000円～14,000円）・研修室（3,000円～11,800円） ・第1会議室、第2会議室（1,500円～5,700円） ・第3会議室、音楽室（1,200円～4,400円） ・談話室（800円～3,000円）・その他（冷暖房料金、備品利用料） | | |
| 開所日 | 毎週月曜日、祝祭日の翌日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休館日、それ以外は開所 | | |
| 開所時間 | 9:00～21:00（ただし、会議室の利用がない日は、9:00～18:00） | | |
| 施設の特徴 | <p>社会福祉総合センターは、昭和47年竣工の歴史のある施設である。施設の老朽化に対しては計画的な修繕に努めている。</p> <p>近隣の類似施設として、正面に長野市の総合体育館ビッグハット（特別会議室、第1～6会議室）及び長野市若里市民文化ホール（ホール、特別会議室、中会議室、小会議室）があり、これらの施設は比較的十分な駐車場が確保されていること、新しく知名度も高いことから、総合センターが独自の工夫による利用料収入を確保することは困難な状況にある。現在、講義や検定試験等の会場として利用されており、毎年全体の利用の22%から24%が減免による利用となっている。</p> <p>また、現指定管理者が、指定管理業務を通じて、全国障害者技能競技大会（以下、「アビリンピック」という。）ピルクリーニングの部の出場選手を養成していることから、当施設は近隣のアビリンピック出場を目指す選手を対象としたアビリンピック取組の強化プロジェクトの会場ともなっている。</p> | | |
| |  | | |
| | (当施設講堂を利用したアビリンピックの強化事業) | | |



社会福祉総合センター施設全景

2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

| 期間 | 管理形態 | 管理受託者又は指定管理者等 |
|-----------|------|-------------------|
| ～昭和 48 年度 | 管理委託 | 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 |
| ～平成 17 年度 | 管理委託 | 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 |

3. 指定管理者の状況

| | | | |
|-------------|---|------|--|
| 指定管理者 | ビジニナルグループ | 指定期間 | 平成 18 年 4 月 1 日 ～21 年 3 月 31 日 (3 年間) |
| 選定方法 | 公募 (応募者数 : 5) | | |
| 指定管理者 | ビジニナルグループ | 指定期間 | 平成 21 年 4 月 1 日 ～24 年 3 月 31 日 (3 年間) |
| 選定方法 | 公募 (応募者数 : 1) | | |
| 主な出資者と出資比率 | 代表団体 株式会社ビジニナル・サービスセンター 6 割 (60 万円) 構成団体 特定非営利活動法人アールあいビルアセスメント 4 割 (40 万円) ※ 出資金の額は、100 万円 | | |
| 所在地 | 長野県駒ヶ根市赤穂 14616-200 | | |
| 設立年月日 | 平成 17 年 11 月 14 日 (グループ設立) | | |
| 代表者 (県との関係) | 小林はつ江 (県との関係 なし) | | |
| 役員、職員の状況 | 役員 4 人 (代表団体より 2 人、構成団体より 2 人、全員非常勤役員) 職員は、代表団体及び構成団体の職員が業務に従事 | | |
| 主な業務内容 | ○株式会社ビジニナル・サービスセンター 清掃管理サービス、葬祭事業、警備保安サービス、設備管理サービス他 | | |

| | |
|-------------------------------|--|
| | <p>○特定非営利活動法人アールあいビルアセスメント</p> <p>建物・施設の第三者評価業務、障害者就労支援事業、高齢者就労支援事業、公の施設管理運営業務</p> <p>一般市民が利用する施設・建物に対する利用者の立場での衛生環境満足度調査（アセスメント）やその啓発を行い、消費者の保護を守るとともに、その結果に基づいて配慮すべき施設や建物の清掃等を知的障害者が行うことで彼らの就労を支援する。</p> |
| 長野県所管の他の公の施設における平成21年度の指定管理業務 | なし |

※代表団体 株式会社 ビジニナル・サービスセンター (単位：千円)

| | 前々年度 (20年3月31日) | 前年度 (21年3月31日) | 直近の年度 (22年3月31日) |
|---------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 売上高 | 636,548 | 693,423 | 625,822 |
| 税引後当期利益 | 2,484 | 6,333 | 577 |
| 総資産額 | 658,385 | 661,582 | 623,759 |
| 資本金額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 純資産額 | 138,668 | 145,002 | 145,579 |

※構成団体 特定非営利活動法人 アールあいビルアセスメント (単位：千円)

| | 前々年度 (19年12月31日) | 前年度 (20年12月31日) | 直近の年度 (21年12月31日) |
|-------------|---------------------|--------------------|----------------------|
| 経常収益 | 19,816 | 22,536 | 29,126 |
| 当期一般正味財産増減額 | 87 | 107 | 148 |
| 資産合計 | 10,324 | 15,380 | 15,416 |
| 正味財産合計 | 263 | 371 | 520 |

4. 指定管理者が行う業務

- | |
|---|
| <p>(1)施設及び備品の維持管理に関する業務</p> <p>(2)社会福祉総合センターの利用許可及び利用料金に関する業務</p> <p>(3)上記業務に付随する業務</p> |
|---|

5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

(1) 年間利用状況の推移

(単位：人)

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間利用人数 | 80,664 | 77,084 | 95,127 | 103,315 | 91,771 |

(2) 指定管理業務の収支の状況の推移

(単位：千円)

| 区分 | 平成 17 年 (管理委託) | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | |
|--------|-------------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 収入 | 52,880 | 55,823 | 58,000 | 58,428 | 61,879 | |
| 内 訳 | 指定管理料 | 52,880 | 44,263 | 44,263 | 44,263 | 43,340 |
| | 利用料収入 | — | 7,203 | 8,448 | 8,425 | 8,648 |
| | 指定修繕料 | — | 4,130 | 4,587 | 4,853 | 8,929 |
| | その他収入 | — | 227 | 702 | 887 | 962 |
| 支出計 | 52,880 | 56,542 | 60,745 | 60,153 | 64,051 | |
| 内 訳 | 人件費 | 15,059 | 18,824 | 18,824 | 18,825 | 18,472 |
| | 物件費 | 37,821 | 37,718 | 41,921 | 41,328 | 45,579 |
| | 需用費 | 20,822 | 14,572 | 17,011 | 14,982 | 15,447 |
| | 委託料 | 12,428 | 13,834 | 14,593 | 15,196 | 15,404 |
| | 指定修繕費 | — | 4,189 | 4,601 | 4,944 | 9,022 |
| | その他 | 4,571 | 5,123 | 5,716 | 6,206 | 5,706 |
| 本社経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 収支差額 | 0 | △719 | △2,745 | △1,725 | △2,172 | |

(注)平成 17 年度の指定管理料は委託料から利用料金を控除した実質的な県負担額である。

(3) 自主事業の実施状況

| 項目 | 開催時期 |
|---------------------------|-------------------|
| 知的障害者清掃作業員養成プロジェクト | H21.10～H22.3 |
| アビリンピック取組の強化プロジェクト | H21.4～H22.7 |
| 冬季における中央児童相談所への暖房供給プロジェクト | H21.11～H22.3(9日間) |

(4) 職員の配置状況

(単位：人)

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 正職員 | 1 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 非常勤 | 4 | 7 | 7 | 7 | 7 |

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 合計 | 5 | 12 | 12 | 12 | 12 |

6. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

① 指定管理者の交代は適切に行われているか (指摘)

社会福祉総合センターでは平成 18 年度の指定管理者制導入前より、地下倉庫や 1 階ロビー、廊下や階段などのスペースに入居団体等の物品が置かれていた。平成 22 年 3 月に指定修繕費の残額により指定管理者は所管不明な物品を廃棄処分とし、その他の物品の移動を各入居団体に依頼している。また、実施に当たっては県の担当課より、関係団体に電話で要請を行っている。しかし、不用品の移動に不同意の入居団体が生じるなど、移動が円滑に行われたとはいえない。

そもそも施設の廊下や階段は消防法の緊急避難経路に指定されており、これらのスペースに障害物を置くことは禁止されている。また、許可されていないスペースが利用されている等の違反行為が認められる場合、それを是正する責任は県にあり、入居団体の管理権限を持たない指定管理者が事業として行うことには限界がある。

今後、県は、指定管理者が許可区域外を使用する入居団体を発見した場合には速やかに県に報告するように、指定管理者に対して指導する必要がある。指定管理者の協定書にも定める必要がある。また、県は直ちに是正措置をとり、これに違反する団体は翌年度からの施設の使用を認めない等の対応が必要である。

(2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

① 選定委員会の委員構成等は適切か、選定基準は適切か

ア. 指定管理者の選定方法等について (説明)

(ア) 公募期間

平成 20 年 7 月 22 日 (火) ～9 月 5 日 (金)

(イ) 審査の方法

審査の方法 (選定委員会の構成、審査基準及び配点) と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

| 区分 | 役職 |
|-----------|--------------------|
| 内部 | 社会部長（現 健康福祉部長） |
| 内部 | 福祉政策課長（現 健康福祉政策課長） |
| 内部 | 地域福祉課長 |
| 外部（学識経験者） | （社）長野県知的障害福祉協会長 |
| 外部（学識経験者） | コーディネートプラザながの室長 |

審査基準及び配点

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|-------------------|--|----|
| 県民の平等な利用の確保 | ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか | 10 |
| 団体運営方針 | ・施設の設置目的に合致した運営方針か ・設置目的の達成のための事業計画が優れているか | 10 |
| 指定管理料 | ・仕様書に明示した上限価格を下回っているか ・評点＝配点×最低価格／応募価格 | 15 |
| 利用者のサービス向上 | ・サービス向上への取組は十分か ・施設の利用促進に向けた効果的な方策があるか ・自主事業の内容は適切か | 15 |
| 適正かつ確実な管理運営 | ・適正かつ確実な管理運営計画か ・効率的な管理運営により、経費の節減に取り組む内容となっているか ・環境に配慮した管理運営になっているか ・危機管理対策は適切かつ十分か ・個人情報保護対策は万全か | 20 |
| 安定的な経営基盤、技術的基礎の状況 | ・収支計画の積算が妥当で、事業計画との整合性は図られているか ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理運営能力を有しているか ・職員及び指導育成・研修体制は十分か | 20 |
| 類似施設の業務実績 | ・総合センターに類する施設の管理に必要な知識及び技術を有しているか、又は実績や経験を有しているか | 10 |

選定結果

| 応募者名 | 合計得点 |
|-----------|------|
| ビジニナルグループ | 74.8 |

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結について（説明）

平成20年11月の長野県議会における指定の議決を受け、平成20年12月12日に管理者を指定している。その上で、指定管理者との間において、基本協定書を平成21年4月1日に締結するとともに、平成21年4月1日、平成22年4月1日の2回にわたって年度協定書を締結している。

(エ) 選定委員会の委員構成の見直しについて（意見）

指定管理者を選定する際に、選定委員は5人中3人が県の内部委員となっている。選定過程における透明性、客観性の観点からも過半数を外部委員とすることが望ましい。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 施設の管理運営は適切か

ア. 利用規則について

(ア) 概要（説明）

指定管理者の業務は、募集要項及び基本協定書によると「5. 指定管理者が行う業務」にあるとおり、施設及び備品の維持管理や会議室等の利用許可に関する業務となっている。

平成21年度は社会福祉総合センターには23団体が入居を許可されており、これらの団体が入居に当たり守るべき特別な規程などはないが、長野県職員服務規程に準じて開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっている。また、時間外勤務を行う場合は、最終退館者が施設内を見回り後、最後の施錠を行い、預かった警備機器セットキーを翌日管理事務室に返納することになっている。

ところで、県は平成19年以降、社会福祉法人長野いのちの電話に対し、当該施設の利用を認めている。これは、従来、同団体が入居していた施設が建て替えのため退去する必要があったこと、他に県所管の適切な施設がないこと、同団体は県全域を活動範囲とする自殺防止のための公益団体であることから、県は県民の自殺予防のための施策の一環として、引き続き同団体に対し活動の拠点を提供する必要性があると判断し、総合センターの利用を使用者全額減免で許可したものである。当団体は、事務局の職員が午前10時から午後4時まで常駐しているが、88人のボランティアが団体の活動に参加しており、その活動時間は午前11時から午後10時までである。この活動時間については社会的なニーズが認められるため県は許可している。

(イ) 入居団体の社会福祉総合センター利用規則遵守の必要性（意見）

社会福祉総合センターの管理に当たり、指定管理者は県との基本協定に基づき「長野県社会福祉総合センター管理運営基本規定」を定めている。この規程は指定管理者の募集に当たっての仕様書や社会福祉総合センター条例等をまとめたものである。しかし、この規程は県が定めたものではないため、